



札幌地裁で勝利判決

北海道・恵和会

セクハラ・パワハラ・マタハラ裁判



【たくさんの支援者に囲まれて、勝訴を報告する恵和会労組一札幌地裁前】

「人格的利益を侵害」
原告の主張認め、パワハラ・マタハラを断罪

北海道医労連に加盟する恵和会労組の組合員が、実質的な経営の最高責任者（院主）と当時の上司である看護部次長らに損害賠償をもとめてたたかっていた裁判の判決が、4月17日、言い渡されました。

判決では「セクハラ」「パワハラ」「マタハラ」を受けたとする原告の事実を認定し、「原告の人格的利益を侵害する違法行為」「職場環境配慮義務違反による不法行為」があったとして、被告（法人・院主・看護部次長）に損害賠償を命じました。

たくさんの支援者に支えられてたたかわれてきたこの裁判。「公正な判決を求める署名」は全国から寄せられ、2万筆を大きく超えました。

原告の組合員は「応援して下さいたたくさんの仲間みなさんに心から感謝します。判決を聞いて本当にうれしかった。働き続けられる職場をつくるたたかいはこれからです」と、喜びと今後の決意を語っていました。